

富士宮市告示第 89号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第57条の4の規定により準用する同施行令第49条の規定により、次のとおり告示する。

その完成図面は、富士宮市役所に備えおいて縦覧に供する。

令和 4年 5月 11日

富士宮市長 須藤 秀忠



- 1 河川の名称  
一級河川 富士川水系 準用河川 春沢
- 2 廃川敷地が生じた年月日  
令和4年3月31日
- 3 廃川敷地の位置  
富士宮市山宮字下蒲沢2339番1地先
- 4 廃川敷地の種類及び数量  
土地 55.54平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条において、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に富士宮市長に下付の申請をしなければならない。